

宮崎県災害時多言語支援センターについて

- 運営主体：宮崎県及び（公財）宮崎県国際交流協会
- 設置時期：宮崎県災害対策本部が設置される災害時
※県と協会が協議して決定。設置時には市町村等へ連絡を行う。
- 設置場所及び運営時間：県と協会が協議して決定
〈設置場所の優先順位〉
①県国際交流協会の事務所内、②県国際・経済交流課内、③県庁舎内等
- 体制：県国際・経済交流課及び県国際交流協会の職員それぞれ1名以上
- 対応言語：翻訳…原則、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、やさしい日本語
通訳…英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、フランス語、ロシア語など21言語
※多言語コールセンター（三者通話）を活用
- 主な業務：①情報の収集
 - ・県災害対策本部からの災害関連情報の収集
- ②県や市町村に対する通訳・翻訳の支援
 - ・外国人住民へ提供する情報の翻訳支援
 - ・避難所等で外国人に対応する際の通訳支援（三者通話による支援）
- ③情報の発信（HPやSNS等）
 - ・県や市町村からの依頼に基づき、外国人住民へ提供する情報を翻訳して発信
 - ・県民向けに公表された情報を翻訳して発信（自主的な発信）

【宮崎県災害時多言語支援センターの業務イメージ】

